平成２５年（フ）第５号
山形県南陽市椚塚514番地の５
債務者　城戸口明美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４９１号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡1464番地１
債務者　江幡　　等
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
茨城県水戸市河和田１丁目2458番地の１
債務者　柴沼　浩司
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８７号
埼玉県川越市神明町40番地29
債務者　齊藤　忠雄（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０号
埼玉県本庄市本庄３丁目８番23号　本庄椿山荘102
債務者　高野　　亮
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津368番地の４　サンシティⅠ201
債務者　濱田みどり
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８４号
神奈川県厚木市上荻野4469番地14
債務者　**𥫱**合　美紀
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５７５号
新潟市西区青山４丁目７番26号　ベレーザ青山Ａ107号、前住所新潟市西区寺地2019番地３
債務者　下妻　朋二
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
新潟市西区浦山４丁目４番４号
債務者　青木　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
名古屋市中川区外新町１丁目21番地　市営外新荘608号
債務者　白井　美香
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
愛知県一宮市貴船２丁目12番13―202号　ナビシティ貴船
債務者　尾関　芳郎
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３号
三重県松阪市船江町478番地６　片田アパート２階３号
債務者　西川　宏美（旧氏名西川宏）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０３７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１－６棟704号室
債務者　中野由美子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５３号
京都市伏見区深草直違橋８丁目220番地
債務者　松本　和貴
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４９号
京都市右京区西京極堤外町１番地12
債務者　辻本　憲次
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
京都府宇治市羽拍子町84番地の１　ボーン宇治１号館1519号、前住所京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地19棟309号
債務者　中島　武司
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地　健光園内
債務者　山本　勝子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係